

[事案 29-192] 給付金返還義務一部不存在確認請求

・平成 30 年 5 月 21 日 裁定打切り

<事案の概要>

詐欺による取消しや重大事由による解除が成り立たないことを理由に、契約解除に伴う給付金の返還にあたり既払込保険料と相殺すること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月に契約した引受基準緩和型医療保険について、平成 29 年 2 月に保険会社は詐欺による取消しと、予備的に重大事由による解除を行い、既に受け取った給付金を返還するよう要請してきたが、以下の理由により、仮に給付金を返還するとしても、既払込保険料と相殺した上で、分割返済とすることを認めてほしい。

- (1) 本契約の申込書および告知書は、前々妻が自分に無断で作成したものであるから、詐欺にはあたらない。
- (2) 契約当時は自営業で、付き合いで複数の生命保険・共済に加入したものであり、また、当時は多額の年収があったから、給付日額の合計が過大とはいえないので、重大事由にはあたらない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約の告知時に入院中であったことや過去の複数の入院歴について全く告知しておらず、これは意図的に当社を欺いて本契約を締結させた詐欺行為である。したがって、約款の規定により、本契約を取り消し、既払込保険料は払い戻さない。
- (2) 申立人は、当社を含む多数の保険会社等の保険契約に加入しており、本契約の告知書に記された申立人の年収に比して、給付日額の合計が過大となっており、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められたので、重大事由に該当する。したがって、約款の規定により本契約を将来に向かって解除するとともに、支払済みの給付金の返還を請求することができる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申込書と告知書の筆跡は申立人のものとは異なるようにも見えるが、その判定には筆跡鑑定の実施が必要である。また、仮に筆跡が異なるとしても、第三者による署名代行（代筆）も可能であるから、申立人に無断で前々妻が代筆したと断定することはできない。この点は、保険会社の反対尋問権が保障された手続きにおいて、申立人とその前々妻に対する尋問を実施することにより明らかにされるべきである。
- (2) 重大事由に該当するかどうかを判断するためには、契約時の申立人の年収を裏付ける証拠等が必要であり、さらに、保険会社の反対尋問権が保障された手続きにおいて、申立人に対する本人尋問を実施した上で、それらを総合考慮することが必要である。

(3)したがって、本件は、厳格な証拠調べ手続を具えている裁判所において解決することが相当である。